

男女共同参画会議有識者議員による意見交換会 議事録

日時：平成26年9月22日（月）16：00～17：00

場所：内閣府本府3階特別会議室

【出席者】

議員	岩田 喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
同	大塚 陸毅	東日本旅客鉄道株式会社相談役
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
同	勝間 和代	経済評論家・中央大学客員教授
同	佐藤 博樹	東京大学社会科学研究所教授
同	高橋 史朗	明星大学教授
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事

【議事次第】

1 開会

2 議題

（1）女性の活躍推進に関する最近の施策の動きについて

① 公共調達・補助金の取組指針決定について

② チャレンジ応援プランの取りまとめ等について

③ WAW!の開催概要について

（2）男女共同参画基本計画の改定について

（3）女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築について

3 閉会

【議事録】

○池永総務課長 それでは、まだお見えになっていない方もいらっしゃると思いますが、時間でございますので、ただいまから「男女共同参画会議有識者議員による意見交換会」を開会させていただきます。

初めに、赤澤副大臣から御挨拶をいただきます。

副大臣、お願いいたします。

—副大臣あいさつ—

○赤澤副大臣 皆様、こんにちは。御紹介をいただきました、鳥取２区選出の衆議院議員で、９月４日から内閣府の副大臣で男女共同参画担当ということで、仕事を始めております。いろいろと御指導をよろしくお願いしたいと思います。

きょうの有識者の皆様の意見交換の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内のとおり、第２次安倍内閣は、女性の活躍といったことを最優先の課題として取り組んでおります。もとより日本の社会の法令とか、体制とか、あるいは国民の意識が女性の活躍を阻害しているとすれば、それ自体きちっと解決していかなければいけませんけれども、さらに、国の今の時代の特殊な事情ということで言えば、極端な人口減少あるいは高齢化という時代に差しかかっております。世界の中でも例を見ないスピードで進んでいるということで、最大の潜在力であります女性の力にすぎるしかない、最大限に活躍していただくことをお願いしなくてはいけないということでもありますので、そういう面でも、先生方にしっかり議論をいただきたいと思います。我々は全面的に頼っているわけがあります。

あわせて、女性の活躍について、一過性のかけ声で終わらないように、着実に今後も計画的に実行できる、推進できるように、法案を用意しているということは、報道等で皆様も御案内のとおりでありますし、平成２７年末には第４次の男女共同参画基本計画を策定することを織り込んでおりますので、１０月目途と言われておりますが、男女共同参画会議で議論を始めていただくことになるだろうと思っております。

そういうことで、本日の意見交換会について言えば、法案の中身についての御意見でありますとか、あるいは男女共同基本計画策定のスケジュールなどについて、率直に御議論をいただいて、忌憚のない御意見をいただいた上で、それをもとにしっかりと実効性の上がる取組をしていきたいという思いで会議を開催させていただいているところでございます。

結びになりますけれども、先生方の見識をしっかりと我々も酌み取らせていただいて、いい形に仕上げていきたいと思っておりますので、どうか活発な御議論を心からお願い申し上げます。私の冒頭の御挨拶といたします。

どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

○池永総務課長 ありがとうございました。

それでは、本日の司会進行は鹿嶋議員にお願いしたいと思います。鹿嶋議員、よろしくお願いいたします。

皆さん、お忙しいところ、どうもきょうはありがとうございました。

６月の有識者懇談会では、第４次に向けたそれぞれの皆さんの考え方、意見を述べても

りました。2020年に向けた女性活躍推進の姿、地方での男女共同参画の浸透とか、今の政策課題とかなり合致するものであると私は思っております。

きょうは、大きく3つのテーマで行います。

まず、1つは「女性の活躍推進に関する最近の施策の動きについて」でございます。

2番目が「男女共同参画基本計画の改定について」。

3つ目が、男女共同参画活躍推進に向けた、新法の検討が始まっておりますのでそれについての説明ということになります。

この間は、私どもの意見を言う時間が長かったのですが、本日は事務局の説明の時間がかなり長いということを御承知おきください。そして、私どもが意見を言う時間、質問の時間は、大体各項目5分程度なのですけれども、これは時間を見ながらもうちょっと質問したいものはしたいと思っていますが、思いのたけよりむしろ質問とか考え方を聞くという形のほうがきょうは中心になるかなと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、事務局のほうから女性の活躍推進の最近の施策の動きについて、説明をお願いします。

（１）女性の活躍推進に関する最近の施策の動きについて

―①公共調達・補助金の取組指針決定について―

○大地課長 推進課長をしております、大地と申します。

私からは、まず「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」の策定について、御説明したいと思います。

失礼して座らせていただきまして、御説明させていただきます。

資料は、資料1が「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」でございます。資料1-1がポンチ絵でございまして、資料1-2は指針本体でございます。基本的にポンチ絵のほうで御説明をさせていただきたいと思います。

この「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」でございますが、これは去る8月5日に男女共同参画推進本部において決定されたものでございます。

ポンチ絵の1行目、一番上の○のところでございますが、この取組指針は、企業における女性の活躍推進に向けた「公共調達・補助金」の活用方法・範囲を明確化し、毎年度、各府省の取組状況を公表することにより、各府省の取組を促進するというものでございます。

取組指針には、女性の活躍推進に取り組む企業等に対するインセンティブ付与のほか、公共調達等の機会を捉えた啓発として、企業における女性の活躍状況等に関する任意報告及び情報開示を盛り込んでおります。

具体的には、まず、公共調達の分野におきまして、こちらは資料1-1の下から3つ目の「公共調達」という青い箱でございますが、こちらの分野におきまして、男女共同参画等の調査・広報・研究、女性が重要な対象者となる広報等において、男女共同参画等に関する取組状況を評価項目に設定することや、受注機会の増大のため、指名競争入札の際、男女共同参画等に取り組む企業を指名先に含めることなどをインセンティブとして盛り込んでいるところでございます。

「補助金」の分野におきましては、下から2つ目の箱の一番左側のページの箱でございますが「女性の活躍推進を直接の目的とする補助金」を設置するという。真ん中の箱でございますが、両立支援等女性の活躍推進を間接的な目的とする補助金を設けること。一番右の箱でございますが、起業支援等女性の活躍推進とは別目的の補助金において、女性枠及び補助金額の加算等の優遇措置を設けることなどを盛り込んでおるところでございます。

具体的な補助金の内容につきましては、各省の概算要求を踏まえて、今後の予算編成過程で検討されることとなっているところでございます。

以上が「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」についての御説明でございます。

—②チャレンジ応援プランの取りまとめ等について—

引き続きまして、女性のチャレンジ応援プランにつきましても、御説明をさせていただきます。

資料2-1が推進会議の開催についてというもので、2-2がポンチ絵となっております。こちらについては2-2で御説明をさせていただきたいと思っております。

女性のチャレンジ応援プランは日本再興戦略改訂2014において取りまとめることとされたものでございますが、その内容は「主婦等が育児等の経験を生かして能力を最大限発揮できるよう、支援策をとりまとめて積極的に情報発信」をするというものでございます。

支援策といたしましては、真ん中のオレンジの囲みの中に3つページの箱がございますが、例えば一番左側の箱でございますが、正社員や保育士等の専門職として再就職を希望する方への就職、再就職支援。真ん中の箱でございますが、家事、育児、介護等で地域貢献を希望する方への地域貢献支援。右側の箱でございますが、起業、NPO等の立ち上げを希望する方への起業支援に関する施策などが想定されているところでございます。

このプランの策定によりまして、これまで育児や家事に専念されてきた方を含め、女性の方々がワンストップで情報収集できることを目的といたしまして、これらの施策に関連する支援情報を「女性のチャレンジ応援サイト」（仮称）に一元化して情報を発信するというを予定しております。このサイトのことは、中央の「女性のチャレンジ応援プラン」の下に「関連支援情報を『女性のチャレンジ応援サイト』（仮称）に一元化」と記載

してございます。

今後のスケジュールでございますが、資料２－１「女性のチャレンジ応援プラン推進会議の開催について」を添付させていただいておりますが、８月５日に推進会議が開催されて検討に着手をしたところでございます。年末に女性のチャレンジ応援プラン推進会議で案を取りまとめて、男女共同参画推進本部で御決定をいただくことを予定しておるところでございます。

チャレンジ応援プランについては以上でございます。

○池永総務課長 総務課長の池永でございます。少し補足をさせていただきます。

本日は、まだ資料としてお出しできる段階ではありませんが、先般、安倍総理から指示がございまして、有村大臣を中心に、すべての女性が輝くことができる社会の実現に向け、来年春ごろまでに早急に講ずべき政策、すなわち、すべての女性が輝く政策パッケージを取りまとめることとなっています。

このパッケージは、本日は後から説明がございまして、女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築、また、今、説明がございました女性のチャレンジ応援プランを含み、さまざまな状況にある女性を支援する、いわば全体像のようなものをつくるということでございます。

これにつきましては、10月の上旬までにまとめるようにという指示をいただいているところでございます。

—③WAW!の開催概要について—

○澤井推進官 男女共同参画推進官の澤井と申します。

私より、資料３に基づきまして「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」の結果について、簡単に御説明させていただきます。

座って失礼させていただきます。

９月12日～13日、東京において「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」、略称「WAW! Tokyo 2014」が開催されました。

日本政府主催で、外務省を中心に男女局も協力させていただいて、政府以外に経団連や日経新聞や日本国際問題研究所等が共催で、官民一体となって開催されました。

このシンポジウムは、総理主導で、最重要課題である女性が輝く社会の実現を国際発信するという大きな取組でございまして、世界各国及び日本から、活躍するトップリーダーが約100名集まりました。

具体的にどんな議論が行われたかということですが、９月12日の公開フォーラムでは、総理がスピーチをいたしまして、こちらのほうに添付しておりますけれども、女性が輝く社会の実現に向けて、日本政府がとってきた取組の説明、また、参加者の皆さんにこれから一緒に取り組んでいこうと呼びかけました。

そのほか、ラガルドIMF専務理事が、平塚らいても「で例に出して「女性のエンパワーメ

ントによる経済効果」について基調講演を行ったほか、安倍総理夫人とシェリー・ブレア氏の特別会談、しかも、総理も飛び入り参加みたいなことがあって、自分も家事は手伝っていると発言するなど、非常にほほえましいやりとりもあったやに聞いています。

1 ページめくっていただきまして、1 日目は公開シンポジウムでしたが、次の13日には「ハイレベル・ラウンドテーブル」という形で、インターネットでも公開しているのですが、基本的にリーダーの方たちが分科会形式で話し合うという会議が行われました。

こちらでも、冒頭は総理がスピーチをし、こちらは国際協力の観点から女性の活躍をどのように推進していくかということを中心にスピーチが行われました。

こちらについては（3）のところにありますが、2つの分科会で、分科会1は「経済における女性の活躍促進」ということで、日本の課題についてどういう解決が望めるかということ①②③に分かれて話し合うというものでした。

分科会2は「グローバルな課題と女性のイニシアティブ」ということで、国際社会としてどのような協力をしていくかという観点で話し合いが持たれておりました。

こちらの分科会1につきましては（5）に書いてあるように、有村女性活躍担当大臣が、まさに女性の力は日本最大の潜在力ということで、今後も国内外の参加者とも協力しながら行動していきたいと、冒頭のスピーチを行っております。

分科会の後には、最後に「WAW! To Do」ということで、全体の議論を踏まえて、議長たる外務大臣が取りまとめた日本及び世界に向けた提案「WAW! To Do」を公表いたしました。こちらの内容は別添2で日本語訳をつけておりますので、ご覧いただければと思います。

経営トップのコミットメントとか、働き方を変えようといったことについて、あるいは税制と社会保障の中立といったことについて提言がなされています。

WAW!の場合は、会議を開くだけではなくて、そのほか、シャイン・ウィークスとか、地方展開ということで、関連するイベントをさまざま行うことによって、全国各地で女性の活躍推進を盛り上げていこうという動きでもありました。

内閣府のほうでも、内閣官房や京都府と協力して、「輝く女性応援会議in京都」を清水寺で開催しまして、WAW!に参加されたインド及びインドネシアの方々にも参加していただくほか、京都からは山田府知事や商工会議所の会頭等に御出席いただき、京都においても女性の活躍を推進していくと、最後、知事がまとめていました。

非常に簡単ではございますが、WAW!についての報告を終わりにさせていただきます。
○鹿嶋議員 ありがとうございます。

公共調達にしても補助金にしても、特に公共調達は、財務省所管の会計法で経済性と公正性以外の要請はなかなか入りにくいわけですがけれども、その原則は堅持しつつ、少し総合調査方式の中で、いわゆる男女共同参画推進の取組状況を評価項目に入れるということですね。だから、少しですが一歩踏み込んだということが言えるのだと思うのです。

それから、補助金についても、予算法上の中で、女性の活躍推進を直接目的とする補助金の設置等々をうたっているということで、少し踏み込んできているかなという感じでは

あります。

今のこういう問題も含めて、皆さんのほうから質問があればと思います。

それから、チャレンジ応援プランについては、女性活躍推進は現役の働く女性だと思うのですが、女性のチャレンジ応援支援については、再就職を目指すような、例えば家庭に
いる女性たちを視野に入れていると理解しております。その意味では、2つバランスもと
って、政策課題として挙げているのだらうと思っています。

質問とか、御意見があれば、まだ5分たっぷりありますので、岩田議員、どうぞ。

○岩田議員 公共調達について質問したいと思います。

従来と比べれば、本当に大きな一歩だと思うのです。これで各省庁、予算要求しやすくなる、地方自治体もこれを参考にしてくださるということがあると思うのですが、やはり対象が非常に限定されている。男女共同参画とワーク・ライフ・バランスに関する調査・広報・研究開発事業についてということですから、非常に対象が限定されている。これはどうしても抜けられなかったものかどうかということ。

全体の公共調達の中で、多分1%にもいかないぐらいの比率ではないかと思うのですが、量的に見るとどのぐらいなのかというあたりを伺いたいと思います。

なぜ女性関係から抜けられなかったかというあたりの理屈なり御説明をいただければと思います。

○鹿嶋議員 大地さん、説明できますか。

○大地課長 十分にお答えができるかどうかはあれなのですが、公共調達でございますが、男女共同参画等の調査・広報・研究だけではなくて、女性活用の対象者の広報等ということでございまして、こちらは結構広いものではないかなと思っておるところでございます。

女性が重要な対象者となる広報事業についてですが広報事業では対象者の視点を取り込む体制が整っていることが重要で、その観点からは、広報の対象者と類似した属性の者がいることによって魅力的な広報を発案でき、品質が向上することが見込まれるという発想のもとに、女性が重要な対象者である広報事業というのが新たに今回、含まれたところでございます。

この他、家事、育児関連サービスなど、主たるユーザーが女性である産業などに関する調査事業におきましても、女性の視点を取り込むことが品質向上に資するということが考えられるわけでございます。今、私が申し上げましたのはあくまで例示でございまして、女性が重要な対象者の広報等は、かなりたくさん存在するのではないかとと思われるところでございます。

また、このポンチ絵がわかりにくかったのでございますが、補助金は今回新たに考え方が整理されたわけでございますが、公共調達につきましては、ポンチ絵の上のほうに、平成24年3月14日付のものが点線の囲みでございまして、こちらは男女共同参画等の調査・広報・研究だけであったところございまして、それに加えて、今回、下のところ、ペー

ジュに赤字で載せております「女性が重要な対象者の広報等」というものも入れたところでございます。

なお、広報事業においてどれぐらいの比率がこれに当たるかということは、申しわけございませんが、把握してございません。

○岩田議員 広げていただいたのは評価できると思うのです。広報の対象として女性が重要である。そんなことを言うと、公共事業のほとんどは、公共調達のほとんどはそのサービスの対象というか、利用者の半数は女性であるということは通常よくあるわけで、広報までしか伸ばせなかったというのは、どんなやりとりがあって、どんな障害があるのかなというのをお聞きしたかったのです。

○鹿嶋議員 多分難しいね。答えるのが多分相当難しいですよ。

ここから踏み出すとなると、やはり、私の個人的な考えでは、財務省とのやりとりも必要になってくるのだと思うのです。なかなかここから踏み出すことは難しいのかな。別に大地さんの肩を持って言っているわけではないのだけれども、そういう印象はありますね。

ただ、補助金のほうは結構踏み込んでいますよ。新たに「女性の活躍推進を直接の目的とする補助金」と入れていますから。ただ、公共調達は何となく私自身も今の岩田議員の考え方とちょっと近いところがあります。ただ、それはなかなか難しいのかなという思いなのですけれども、誰か何かこの辺をクリアに説明できる人はいますか。

いませんね。先に進んでいいですね。

○辻村議員 説明はできませんけれども、加えてお尋ねします。平成24年12月に中間整理の取りまとめをいたしましたときに、公共調達が入っていたのですが、そのときは、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスを推進するための項目についてということだったのですが、今回、調査・広報・研究となりましたことで、広がったという認識でよろしいのですか。

岩田議員は狭まったという認識で質問をされたのでしょうか。

○岩田議員 狭まったということではないのですが、広がり方が小さいと。

○辻村議員 そこについては、お答えとの関係がよくわかりませんでした・・・。

○鹿嶋議員 狭まったとは言っていない。

○辻村議員 課長のお答えはどちらだったのですか。

○鹿嶋議員 狭まったとは言っていない。

○辻村議員 課長のお答えはどちらだったのですか。

○大地課長 まず、男女共同参画等に関する調査・広報及び研究開発でございますが、「等」の中にワーク・ライフ・バランスも入っておりますので、男女共同参画だけではございません。それに加えて、女性が重要な対象者である広報事業も今回、規定がされたということでございます。

それから、公共調達の評価基準の中に、例えば女性の活躍推進関係で一定率以上の女性管理職の登用を評価するとか、女性の活躍推進に係る情報開示や目標設定を評価するとい

うことのほかに、ワーク・ライフ・バランスについて既に行われている取組も評価する、ワーク・ライフ・バランスに係る目標設定を評価するといったことも想定しておるところでございます。

○鹿嶋議員 どうぞ。

○勝間議員 女性チャレンジ応援推進会議について質問なのですが、ちょうどこの間の男女共同参画会議の準備会の議論でも、202030の取り扱い、特に第4次に向けて、どう見てもこれはまっすぐ行ったら間違いなく最大限半分ぐらいだと。その場合に、でも、これをしっかり達成に向けてと書いてあるということは、何らかの追加施策を打つ努力を決意するということなのではないでしょうか。

それとも、あるいは指導的地位の定義を変えるのでしょうか。その辺の議論はされましたか。

○大地課長 女性のチャレンジ応援プランのほうは、202030の話もあるのですが、主には、ポンチ絵のほうにも書いてございますように、主婦等が育児等の経験を生かして能力を最大限発揮できるということで、地域貢献とか起業支援とか、就職あるいは再就職を支援するということに絞ってチャレンジ応援プランとして取りまとめることを想定しておるところでございます。

○鹿嶋議員 勝間さん、きょうは追及するような議論ではないので、大体概略を理解できればよしとしてください。どうしてもここはわからないという点は質問していただく。多分直接の担当でないから難しいのですよ。だから説明が難しいのだと思うのです。

勝間議員、どうぞ。お手やわらかに。

○勝間議員 単純に本当にその議論があったのかなと、それだけの質問だったのです。結論としてはないということですね。

○大地課長 ないといえますか、どちらかというと、語弊があるといけないのでそこは慎重に申し上げなければいけないのですが、いわゆるバリキャリといえますか、そういう方向けの施策というよりは、主婦等を対象として、いろいろな方々に対策を打つことで、女性のチャレンジ応援プランというものをまとめているところでございます。

○勝間議員 わかりました。混乱したのは資料1が両方書いてあったので、どちらかというと前者の73%に重きが置かれているという理解でよろしいでしょうか。

○大地課長 これは成長戦略からとってきておりまして、成長戦略を策定する過程でいろいろなことが検討されて、その内容が全部入っているのですが、どちらかというとそちらに関連が強いかなと思います。

○辻村議員 まとめになるかどうか分かりませんが、今の御説明だと、202030というのは指導的地位の話ですから、主婦の支援だけだと結びつかないという感じなのですが、ここでは、主婦といっても、リタイアした人のことで、もともとは能力、タレントがあった。それをもう一回復活して指導的地位に戻っていくことを支援すると理解すれば結びつくわけですね。

○鹿嶋議員 ただ、指導的地位は別に企業だけではないからね。その意味では、こちらも少し入ってくるのですよ。

○辻村議員 そうです。ですから、その説明をしないと、片方は働く人で、片方は主婦で、両方集めて、両方とも支援する趣旨ですと先ほど言われたと思うので。

○鹿嶋議員 女性チャレンジ支援がね。202030関係なく、そんなことないです。

○辻村議員 勝間議員の最初の質問は、関係ないのではないかという前提に立って質問されたのかなと私は理解したのです。

○勝間議員 関係ないとかではなくて、このチャレンジの中に73%に対しての意気込みはわかったのですけれども、30%に対する意気込みはあったのですかという質問だったのです。

○辻村議員 そこをうまく説明しないといけないと思います。先ほどの説明だと少し誤解の恐れがあるかとおもいます。

○大地課長 十分お答えできなくて申しわけないのですけれども、先ほど、総務課長からお話をさせていただきましたように、チャレンジ応援プランは一部といいますか、まだ資料をお配りできませんが、女性に関する対策の全体像といたしまして、検討されておるところでございます。もちろん202030も就業率も関連はあるのですけれども、プランはどちらかという主婦等に重きを置いたものであって、202030の全体をこのプランで受けるようなものではないということでございます。

○鹿嶋議員 これからの質問は、できれば意見を言っていたきたい。ちょっと時間がオーバーしてきますので、質問というよりも意見を。

○柿沼議員 資料1－1の補助金のところの、女性の活躍推進に資する環境整備の補助金なのですけれども、仕事も家庭もというフィールドを提供していただくのも非常にありがたいのですが、ワーク・ライフ・バランスということで、補助金の環境整備、女性の活躍推進が多に能力開発できるように、男性の長時間労働の整備とか、男性の地域参画あるいは家庭参画をしやすくする場面も、この補助金の対象として含まれているという解釈でよろしいのでしょうか。そうしていただきたいと思います。

○大地課長 個々の補助金が、この指針に沿っているものでなければ、まず補助金として認められないというものでも全然ございませんで、範囲を明確化したものでございますので、これに直接該当するかどうかで補助金として認められるかどうかというものを、境界を定めるというものではございません。

それから、これは考え方をまとめたものでございまして、今後、予算編成過程の中で整理して検討されるべきものでございます。

なお、それぞれの補助金の性質の中で、例えば主たる目的が別の補助金における優遇措置等や女性の活躍推進に資する環境整備の補助金というものも明記しているところがございます補助金として、予算としてつくかどうかとか、私は判断できないものでございますが、そういったものを少なくとも排除しているものではないと思われま

○柿沼議員 では、中小企業の男女共同参画を進めるためにも、ぜひよろしく願いいたします。

○鹿嶋議員 では、岡本議員も意見でとどめてください。

○岡本議員 女性のチャレンジ応援プランなのですけれども、私がもしかして行間を読めていないのかもしれないのですが、これを見ると、左のところ、いわゆる新たな仕事へのチャレンジとか、新しい企業へのチャレンジと読めてしまったのですが、企業の中には再雇用制度をつくっているところもありますこれは、企業にとっても、また、そこで働いていた人にも、前に働いたところに戻れるという意味では、大変お互いにとっていいことなのです。

ただし、いろいろな情報を該当者に常におろしていかないと、浦島太郎的になってしまうので、そう考えると、このことをやることは中小企業で大変難しいのです。ですから、そこに入っているのかちょっとわかりませんが、特に中小企業に対してそうしたことを掲げて、また、掲げようとしているところに対する対応策をぜひやっていただきたいということが1つです。

続いて③のWAW!のところはいいのでしたか。

○鹿嶋議員 それも意見で言ってください。

○岡本議員 意見です。

これは（２）とかにも関係するのですけれども、この中身を見ていると、女性の活躍推進は大変重要ですし、2020年30%は当然そうなのですが、議論があったのかわかりませんが、女性雇用者の6割以上を占めている非正規の方たちの問題に一言も触れていないわけです。これは本当にいかななものかと思えますし、非正規の方たちを中心とした女性の貧困問題、子供の貧困にも連鎖しているわけで、このことに手をつけない限りは、私は一部の優秀な女性たちが幾ら指導的な立場になったとしても、経済の活性化などというのは、言い過ぎかもしれませんが、夢だと思います。

ですから、ここの部分についても、第4次のところでも議論すると思えますし、第3次でも重点項目になっていたわけですから、ぜひしっかりとやってほしい。

ちょっとこの文章を読むだけではさびしい思いがしました。

以上です。

○鹿嶋議員 ありがとうございます。

どうぞ。

○高橋議員 ごめんなさい。意見というか、先ほどの公共調達のことで、私は、これは狭いどうこう議論がありましたけれども、これを次につなげるようなことがすごく大事だと思っていて、大事なものは1つ、この分野だけでも実際評価項目をどうするか、結構難しい。ですので、今回の中で、どのような形で入れていったかという情報を集めて、こうすればやれるとか、こう変わったというのを集めて、次につなげるようなことをぜひやっていただければという意見です。

○鹿嶋議員 前向きな意見をどうもありがとうございました。

(2) 男女共同参画基本計画の改定について

○鹿嶋議員 それでは、次に行きます。「男女共同参画基本計画の改定について」ですが、事務局から説明をお願いいたします。

○大地課長 資料4をご覧くださいませでしょうか。

男女共同参画基本計画の改訂につきましては、平成22年12月に策定されました基本計画（第3次）につきましては、27年末に改定する予定となっておりまして、来月平成26年10月をめどに、内閣総理大臣から男女共同参画会議に対し、計画策定に向けた基本的考え方を諮問し、検討を開始していただく予定でございます。

「1. 計画改定の検討体制」でございますが、それについては次のとおりとしたいと考えております。

1つ目の○、男女共同参画会議のもとに、男女共同参画基本計画の改定のため「計画策定専門調査会」を設置する。

2つ目の○、計画策定専門調査会と監視専門調査会が合同で、現行計画のフォローアップを実施する。暴力分野は女性に対する暴力に関する専門調査会もフォローアップに参加をするということでございます。

3つ目の○、フォローアップの結果を踏まえ、計画策定専門調査会で計画改定の方向性や全体的な方針について議論を行う。また、指標設定やPDCAの考え方については監視専門調査会が、暴力分野における計画改定の方向性につきましては女性に対する暴力に関する専門調査会が、それぞれ別途議論を行う。

4つ目の○、計画策定専門調査会のもとに、起草ワーキングチームを設置し、各専門調査会での議論を踏まえた詳細な検討を行い、その結果を取りまとめて計画策定専門調査会に報告することとしたいと考えております。

この御説明を、小さくなってしまって見にくくて大変恐縮でございますが、下のところに図示をさせていただいたところでございます。

「2. 今後のスケジュール（案）」でございますが、来月26年10月をめどに、内閣総理大臣から計画策定に向けた「基本的な考え方」を諮問ということでございまして、共同参画会議の第44回を開催させていただきたいと考えております。

それから、年内は、現行計画のフォローアップをし、年が明けてから論点整理「中間整理」の起草、決定といったことをしていただきまして、それから、公聴会、パブコメ、有識者ヒアリングを経て「基本的な考え方」の答申をいただきまして、その後、各府省の施策登録、各省協議などを経まして、12月に次期4次の計画の諮問・答申ということで、閣議決定をしていただくということをスケジュールの案とさせていただいているところでございます。

「３．計画改定のプロセス」でございますが、現行計画の進捗状況や今後の課題等について、関係府省や有識者からヒアリングを行うとともに、地方や関係団体との意見交換や国民からの意見募集等、さまざまな主体との対話を推進し、計画改定のプロセス自体を広報・啓発の一環として重視したいと考えております。

資料４につきましての説明は以上でございます。

○鹿嶋議員 ありがとうございます。

第４次の男女共同参画基本計画の検討の体制、スケジュール等を説明してもらいましたが、これについての質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ。

○高橋議員 基本的な質問でございますが、会議はどれぐらいの頻度で開催される予定なのか、その予定を伺いたと思います。

○辻村議員 どの会議ですか。

○高橋議員 ここに書いてある全ての会議です。

○大地課長 これは事務局のものでございますので、実際の議論によって大きく変更がされるものでございますが、まず、参画会議につきましては、資料のところにございますが、まず１０月に１回ございまして、２７年夏にもう一回。基本的な考え方の答申が３回目。２７年１２月に諮問・答申ということで、本体につきましては４回を現状では予定しておるところでございます。

そのほかは、計画策定専門調査会につきましては、まだ設置もされておらないところでございますが、専門委員については、男女共同参画会議の意見を聴取していということになっており、メンバーの方々がどれだけの分野をカバーしていただくかによって変動するかと思います。必要な回数の開催を、計画策定専門調査会の皆様とよくよく御相談をさせていただきながら、回数を決めていきたいと思っております。

○鹿嶋議員 フォローアップの頻度だと思うのです。要するに、分野が多分野にわたりますので、第３次基本計画のフォローアップをどの程度の精度でやっていくのかということになってくるのですね。

実はフォローアップをしないと、第４次の計画はできないということになってきますので、フォローアップをすることによって何が問題になるのかというのを抽出するわけです。そこでかなり時間がとられてくると思うのです。だから、結構な頻度だと、ひょっとしたら月に２回とか、今から体制をつくる計画策定専門調査会と監視専門調査会は合同開催でやるのですが、月１で間に合うのかどうか。あくまで推測でしかないのですが、フォローアップにかなり時間をかけるつもりでいると、相当時間がかかります。幾らでも時間がかけられるのですが、どのあたりで落としどころを見つけるのかというのは難しい、悩ましい点ですね。

○佐藤議員 多分、鹿嶋会長が言われたところは、基本的には前回のときどのぐらいかという、それは参考になるかどうか別ですけれども、相当な頻度だったので、多少前回このぐらいやりましたというのは出せるかな。でも、それがふえてしまうかもわかりませんし、

3 次するときですね。

今すぐやる必要はないと思う。結構多かったという印象はあるので。

○大地課長 済みません。ちょっと手元に前回のものがございません。

○佐藤議員 いいです。きょう出せという意味ではなくて、結構多かったかなという印象です。

○鹿嶋議員 かなり多かったと思います。

ほかに御意見、御質問よろしいですか。

では、先に行かせていただきます。

（３）女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築について

○鹿嶋議員 次、最後のテーマ「女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築について」です。事務局から説明をお願いします。

○畠山参事官 法案担当の参事官をしております、畠山と申します。よろしくお願いします。

座って説明させていただきます。

資料５－１で、まず、経緯につきまして簡単に御説明させていただきます。

６月２４日に閣議決定されました、日本再興戦略の改定版２０１４でございますけれども、四角の中の２段落目「具体的には」で始まる段落でございますが「国・地方公共団体、民間事業者における女性の登用の現状把握、目標設定、目標達成に向けた自主行動計画の策定及びこれらの情報開示を含め、各主体がとるべき対応等について、検討する」。「さらに」以下のところでありますが「認定などの仕組みやインセンティブの付与など実効性を確保するための措置を検討する」と書かれまして「これらについて今年度中に結論を得て、国会への法案提出を目指す」とされていたものでございます。

その約１カ月後でありますけれども、総理から、日本経済再生本部で御発言がありまして、ここに書いてあることについて、秋の臨時国会に向けて、地方の創生もそうですけれども、女性の活躍に係る法案を準備していきたいと総理がおっしゃったことを受けまして、現在、臨時国会への提出に向けて作業をしておるところでございます。

次に、１枚おめくりいただきまして、資料５－２をご覧いただきたいと思います。

現在、法制化に向けた作業を進めているところでございまして、今回、お渡しした資料も詳細な内容ではなくて、こういった骨子のものになってしまうことを御容赦いただきたいと思っております。

まず最初に、この法律を女性活躍法案と巷間言われてございますけれども、先ほど御説明しました日本再興戦略の規定を受けましてつくる法案でございまして、女性の職業分野といいますか、働くことに着目して、その分野で活躍を推進するための法律という中身を現在、検討しておるところでございます。

5－2の中で、項目立てのところが1から4までございますけれども、その中で、肝というのは「3. 事業主公道計画（仮称）」と記載しているところでございます。

これは、当然のことながら、民間事業、雇用主の立場としての国・地方公共団体がそれぞれ対象となってくるところでございますけれども、こちらが女性の採用でありますとか、あるいは管理職への登用でありますとか、そうしたことにつきまして、まず、現状把握をし、その上で、それぞれの企業が目標設定をして、それを公開していくという仕組みをイメージしているところでございます。

実は、現在、各事業主、主に民間企業主に対しまして、こういった計画をつくっていただくかということにつきましては、厚生労働省の労働政策審議会の中に雇用均等分科会というところがございまして、そちらで現在、議論をしております。この審議会は三者構成で議論をされているようでございます。

この結論を得まして、具体的な法制化作業に入り、次に召集されます臨時国会での提出を予定しております。

その中身といたしましては、事業主行動計画以外のところといたしましては、国として職業分野に係る女性の活躍についての基本方針をつくり、また、地方公共団体は国の基本方針を勘案しまして、それぞれの行政地域内での推進計画をつくるといったこと、あるいは4に書いてありますような「推進体制の整備」などもこの法律の中で規定したいと思っております。

この法案につきまして、紙には書いておりませんが、今のところイメージしております、総則といいますか、基本的な考え方みたいなところを若干御説明させていただきますが、この法律のターゲットとしておりますのは、先ほども言いましたけれども、みずからの意思によりまして、職業生活に入る女性の個性と能力の発揮を促すということをイメージしております。

先ほどから言っておりますとおり、女性の採用、登用を促進していくということをメインのターゲットとしておりますが、例えば各企業にクォータ制のような目標設定をすることは考えてございません。積極的な機会の提供を促進することによってゴールをつくっていただいて、年限を決めていただいて、そのためにいろいろな施策を推進していただくことを考えてございます。

それから、職業生活と家庭生活の両立を図るような環境の整備を進めるといったこと、あるいは家庭生活と職業生活について、それぞれの方の意思を尊重するというのも法律の基本的な理念あるいは原則に書きたいと思っております。

国会のほうは、来週9月29日からと言われてございますけれども、法案提出は来月を予定しております。

私のほうからの説明は以上でございます。

○鹿嶋議員　ありがとうございました。

この法的枠組み等々も含めた意見をいただくのですが、なかなか難しいのです。難しい

というのは、まず、資料がこれだけしかないということと、もう一つ、はっきり言っておきますが、新法に向けてこうしてほしいという意見をここで言ってもらっても、法律に反映することはありません。要するに、それを決めるのは厚労省の労働政策審議会のほうです。私ども男女共同参画会議の民間議員がこうしてほしい、ああしてほしいと言っても反映しないということを頭に置いて意見を出してください。

では、全く無駄な努力かということになってしまいますが、そうではない。基本計画をこれからつくるわけですね。第4次の基本計画に私どもはいろいろ意見を盛り込んでおくのですが、その中で、女性が働く、男性が働く、仕事と家庭の両立、いろいろなことが考えられると思うので、そういう中で、基本計画の中に取り込むことはできるわけです。ただ、この法律の中で云々ということは頭から外していただいて、意見を言っていたきたいということで、御意見をどうぞ。

○辻村議員 基本的なことで、法体系論について確認したいのですが、基本法は男女共同参画社会基本法となっていますね。その下に基本計画があるのですが、今後、一般法としての女性活躍法のようなものが出てきますと、法的な効力の点では、基本法の下で、基本計画より上という感じになりますね。そうすると、今回制定される法律が、基本計画を拘束することになる、という解釈論でよろしいですか。

○畠山参事官 この法律は、今のところ、男女共同参画法の基本理念にのっとりということを書こうと思ってございまして、基本法に書いておりますポジティブアクションといえますか、積極的改善措置を体现するための法律ということを予定してございます。

○辻村議員 では、基本法2条に即している特別法的な位置づけですね。ただ、基本法の次の一般法がなくて特別法的なものでしょうか。均等法か何かが一般法として間に入ることでしょうか。

○畠山参事官 もちろん労働関係ということなので、差別禁止という観点からは均等法も当然かかわってまいります。

○辻村議員 わかりました。

○鹿嶋議員 それでいいですね。

では、次。

○佐藤議員 確認だけで、御説明の中で、職業分野ということなので、雇用均等分科会、労政審なので、一応雇用者の範囲ね。それは確認です。

それと、これは次世代法の枠組みと同じなので、そうすると、時限立法でやるのか、どうなのかという、確認はその2つです。

○畠山参事官 これは先ほどの問いにも関係しますが、男女共同参画基本法の中の積極的改善措置で措置したいと思ってございますので、必要な範囲内ということで、当然のことながら、目標が達成されればこの法律は必要がなくなるということで、今のところは時限措置ということを考えてございます。

○佐藤議員 あと、これはエンプロイヤー、雇用者ですか。職業分野というのはあいまいな

ので。

○畠山参事官 雇用という言葉だけではないのですけれども、国とか公共団体で働いている方、役員の方も対象にしたいと思っております。

○佐藤議員 でも、それは法律上はエンプロイーだよ。

○畠山参事官 はい。ということでございます。

○岩田議員 3つ質問があります。

1つは、御説明の中で、クオータではないと言われました。クオータというのは、多分、国が一律に何年までに管理職女性比率何パーセントという義務づけをしないという意味のクオータではないということであって、各企業が自主的に管理職に占める女性比率ですとか、役員に占める女性比率ですとか、必ず数値目標を決めるというのがなければ、PDCAサイクルは回りません。だから、数値目標なしの行動計画というのはあり得ないと思うのです。一律の数字でなくてもいいけれども、各社が自主的な数値目標を掲げるということを経済条件に入れていただきたいというのがあります。これは意見です。

2つ目は、両立についてもカバーするという、子育てとの両立についても御説明があったのですが、そうすると、先ほどの佐藤先生の御質問とも関係するのですけれども、今、次世代育成支援対策推進法で同じような枠組みがあるではないですか。あれは少子化対策が根っこにあるのですが、事実上あそこが子育て期の両立支援とか、全社員の働き方、改革とかをカバーしているわけですから、そことダブるのではないかというのが2点目です。

3点目は、もちろん公務員として働く女性、民間企業で働く女性もいるのですけれども、それ以外に例えば学校や大学や病院や福祉施設やノンプロフィットの団体や、そういう人たちも雇用関係ですから、当然、含まれるのでしょうねという点です。

その3つです。以上。

○畠山参事官 1つ目の各企業の数値目標の義務づけの話ですけれども、これはまさに厚生労働省の労働政策審議会のほうで、今、どのような目標設定にするかというのを議論しておられるということでございますので、今、私どものほうから、こういう形でという考え方を申し述べられないということを御理解いただければと思います。

○岩田議員 ですけれども、ぜひ、きょうここでこういう議論があった、意見が出たというのはお伝えいただきたいと思います。

○畠山参事官 承知しました。

それから、2つ目の両立について、次世代施策との関係という御質問だと思います。

確かに、実際に各企業が女性活躍のための計画をつくる、その際に両立のことについて書くということになると、恐らく次世代法に書いてあることとかなり重複する部分があるかと思います。そこは、現実問題といたしましては、別に重複することがだめだとか、そういうことではなくて、それぞれ若干観点が違いますけれども、その結果として、同じようなことを書いてありますが、別の計画としてつくっていただくということをお願いしたいと思っております。

3つ目につきましては、当然のことながら、営利企業だけではなくて、それ以外にも雇用、被雇用の関係にある分野については対象と考えてございます。

○鹿嶋議員 ありがとうございます。

先ほど意見は反映されないと言ったけれども、岩田議員のような意見はもちろंदうぞ言ってください。

○柿沼議員 地方公共団体、都道府県と市町村の女性活躍推進計画を策定ということだと思うのですが、各県や市では、女性のための長期プランとかいろいろつくっておりまして、大体都道府県はかなり必置義務で、市町村は努力義務が多いのですが、そこら辺と、雇用関係に入る女性の支援という女性活躍推進計画との整合性とかはどのように見ているのでしょうか。

○畠山参事官 おっしゃったように、今でもいろいろな女性の関係、特に雇用分野に着目しても、県あるいは地方公共団体がつくられている計画はあろうかと思います。

ただ、今回、法律の中でこのように決めたというのは恐らく初めてではないかと思っていますので、今までつくっていたものを、この法律ができたからもうなしにしてということではなくて、この法律の理念に合致しているものであれば、今までどおりそれをつくっていただいて、この法律に基づく計画とおっしゃっていただくことは全然問題ないと考えてございます。

○鹿嶋議員 どうぞ。

○岡本議員 事業主行動計画をつくっていくのはとても重要だと本当に思うのですけれども、私も連合の立場でこの審議会に出ていますので、きょうは厚労省の方もいらっしゃると思いますが、本当に9月、ついこの間から始めて、10月にまとめなくてはいけない。こんな短い期間で審議会議論で新しい法律をつくるなど、10年間やってきましたけれども、私の経験でないのです。

ちょっとそういう意味では、正直言って、物すごく議論の開きがあります。厚労省の方をお願いしたいのですけれども、本当に慎重に十分な議論をしていただきたいということと、これは言いにくいかもしれませんが、総理がこういう御発言をされたので、この秋の臨時国会という受けとめでよろしいのでしょうか。

済みません。答えにくいかなと思いついて聞いております。

○畠山参事官 現内閣として、この法律を臨時国会に提出するということで、意思統一のもとにやっておるという、答えになっているかどうかわかりませんが、そういうことかなと承知しております。

○柿沼議員 先ほどの女性活躍推進計画というのは、都道府県、市町村は必置義務ですか。要するに、どこもつくることになるのですか。

○畠山参事官 現在の案では、国の基本方針は当然、義務ですけれども、地方公共団体につきましては努力義務としております。

○鹿嶋議員 よろしいですか。

○高橋議員 きょうはもう時間がないようですので、私も1枚資料を準備してお配りをし
て議論をしたかったのですが、とてもその時間はないと判断いたしましたので、次回に出
しますが、クォータ制について少し議論させていただきたいと思っております。

○鹿嶋議員 次回ですね。わかりました。ありがとうございます。

○勝間議員 意見を最後に1回だけいいですか。

内閣に5人女性を入れたというのは非常に象徴的な出来事だったと思いますので、その
ような形で、わかりやすい政策でわかりやすいアピールがあるといいなと思います。

○鹿嶋議員 ほかもそろそろいいですか。

それでは、一応議論は出尽くしたと見ていいのかな。本日の意見の交換はこれで終了い
たします。

あとは事務局のほうにマイクを渡します。

○赤澤副大臣 きょうはたまたま時間がとれて、最後まで聞かせていただきましたが、大
変活発に御議論いただき、女性の活力あふれる会議であることがよくわかり、男性陣も一
生懸命応戦していただいておりますので、いい結果が出ることを心待ちにさせていただき
たいと思います。

あと、高橋先生、ぜひその紙を1枚、私、きょうもらって帰ってもよろしいですかね。
ということで、一生懸命勉強してやっていきますので、事務方督励してしっかり皆様の御
発言を取り込んでいきたいと思っております。

特に、岩田議員がおっしゃったように、期限のない仕事は仕事ではありませんし、数値
目標がないと検証できませんので、大変大事な問題提起だと思います。しっかり厚労省に
も伝えたいと思っておりますし、おっしゃった点等については、よく踏まえて前に進めていき
たいと思います。

ありがとうございました。

○池永総務課長 有識者議員の皆様、どうもありがとうございました。本日いただいた意
見を踏まえまして、引き続き4次計画、また、女性の活躍推進法案の検討に尽力してまい
ります。

これにて、本日の意見交換会を終了いたします。皆様、ありがとうございました。